

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

政策干渉の観点からみたたばこ産業の広告や CSR 活動の分析
～受動喫煙防止対策におけるたばこ産業による政策干渉の過去 3 年間の変遷～

研究分担者 原田 正平 聖徳大学 児童学部児童学科 教授

研究要旨：2018 年 7 月の「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、改正健康増進法）の施行を受けて、従来、受動喫煙そのものの有害性を認めてこなかったたばこ産業の、自治体の受動喫煙防止対策への政策干渉に大きな変化が認められた。2018 年 6 月以降の日本たばこ株式会社（以下 JT）ホームページで確認しうる主張は「分煙」のすすめから、「望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについては賛同」という表現に変化し、加熱式タバコを紙巻きタバコと同様に規制しないこと、「従業員を使用している飲食店における原則屋内禁煙」に異論を示すことに絞られてきている。一方、改正健康増進法では自宅や自家用車内での規制を除外しているため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」（2018（平成 30）年 4 月 1 日施行）の東京都と他自治体の差は大きい。加熱式タバコの規制も含め、今後さらなる自治体間格差の是正が望まれる。

A. 研究目的

2016 年度から日本たばこ株式会社（以下 JT）による自治体の受動喫煙防止対策への政策干渉の現状とその対策について検討を行ってきたが、2018 年 7 月の「健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）」（以下、改正健康増進法）施行をうけて、JT の主張内容に変化が見られた。また各地の自治体で、一度進展が止まっていた受動喫煙防止対策が動き始めたことから、過去 3 年間のたばこ産業による政策干渉の変遷について改めてまとめた。

B. 研究方法

「たばこ対策等に関する JT の考え方・コメント」（以下、JT 意見）として JT ホームページに掲載されている 2006 年 2 月 15 日から

2019 年 3 月 22 日までの事例のうち、国（厚生労働省）および都道府県の政策に関する内容を精読して、政策干渉の主張内容、目的について分析を行った。

URL:

<https://www.jti.co.jp/tobacco/responsibilities/opinion/index.html>（2019 年 5 月 19 日アクセス）

（倫理面への配慮）

本研究は、公開情報を基にした、文献研究であり個人情報などには関わらないため、倫理的配慮は必要としない。

C. 研究結果

1. JT の意見・コメントのあった政策（2018 年 6 月以降）

1) 2018年6月28日：「東京都受動喫煙防止条例」について

2017年9月21日に「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」についてのJT意見」として掲載され、その冒頭に「望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについては賛同」という表現が使われた。加熱式タバコを紙巻きタバコと同様に議論すべきではない、との主張がなされた。

2) 2018/9/21：「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」について

「望まない受動喫煙の防止については賛同」「加熱式タバコは新たなカテゴリー」との主張があり、それに加えて「従業員を使用している飲食店における原則屋内禁煙」に異論をしめした。

3) 2018/12/25：「山形県における受動喫煙防止対策に係る条例等」について

「望まない受動喫煙の防止については賛同」「加熱式タバコは新たなカテゴリー」との主張があり、加えて県議会の附帯決議に注文をつけた。

4) 2019/1/16：「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）等」について

加熱式タバコの喫煙専用室等での規制に対する異論が示された。

5) 2019/1/21：秋田県「受動喫煙防止条例（仮称）」について

「望まない受動喫煙の防止については賛同」とする一方で、「従業員を使用している飲食店における原則屋内禁煙」「空港・駅の屋内禁煙」に異論を示した。また加熱式タバコを「指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を

可とする」という施策にも異論を示した。

6) 2019/3/8：東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場敷地内禁煙に関する会社コメントについて

競技会場周辺での屋外喫煙所整備を主張。

7) 2019/3/22：大阪府の受動喫煙防止対策について

「望まない受動喫煙の防止については賛同」とする一方で、「従業員を使用している飲食店における原則屋内禁煙」等規制強化に異論をしめした。

8) 2019/3/22：兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」について

「望まない受動喫煙の防止については賛同」とする一方で、「加熱式タバコ」を紙巻き式タバコと同様に規制することに対して、明確に異論を主張。

2. JTの意見・コメントのあった政策（2018年5月以前）

2017年6月13日の「北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）の概要」についての意見では、受動喫煙の定義を「屋外は対象としない」、「いかなる施設であっても、屋内での喫煙専用場所の設置を許容」「全席喫煙」など主張されていた。

3. 受動喫煙に関するJTの考え方

JTホームページでは、現在でも「受動喫煙」ではなく、「環境中たばこ煙」として記載され、健康障害については「眼、鼻および喉への刺激や不快感」であり、「公共の場所等での適切な分煙に賛成」という立場を変えていない。

D. 考察

2017年度の検討では、JTが意見を寄せない自治体の受動喫煙防止対策が啓発事業に終わり、たばこ産業にとって脅威ではない、すなわち実効性のない政策であることが推測された。

2018年度は改正健康増進法の成立を受けて、従来の各自治体での受動喫煙防止対策が進展し、それに対して、従来受動喫煙防止対策そのものに否定的であったJTの論調が「望まない受動喫煙の防止については賛同」と変化していた。

これは従来の健康増進法で、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されていたのに対し、改正健康増進法では、「望まない受動喫煙」防止に主眼が置かれたことが大きい。

そのため、JTの異論の多くは、「加熱式タバコ」を「紙巻きタバコ」と同様に規制することや、飲食店での屋内禁煙の目的を来店客だけでなく、「従業員」に拡大したことに対する異論に変化していた。

また東京オリンピック・パラリンピックでの受動喫煙防止対策についても、屋外喫煙所設置を強く主張する方向となっていた。

改正健康増進法成立により、従来の健康増進法より強い受動喫煙防止対策をとる自治体への政策干渉を継続的に行ってきたたばこ産業（主としてJT）に主張の転換がみられたが、一方では、改正健康増進法を超える独自の規制を行う自治体は現れず、自治体間の格差はむしろ広がる傾向がみられた。

改正健康増進法では、自宅や自家用車内での規制がはずされており、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」（2018（平成30）年4月1日施行）の東京都と他自治体の差は大きい。

加熱式タバコの規制も含め、今後さらなる自治体間格差の是正が望まれる。

E. 結論

改正健康増進法施行（2018年7月）により、我が国の受動喫煙防止対策は大きな転換点を迎えている。たばこ産業の主張の変遷（加熱式タバコ、従業員対応）を踏まえ、今後さらなる自治体間格差の是正が望まれる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 望月友美子, 中村明夫, 金森晶作, 原田正平, 笹原 悟, 市谷雅裕: タバコフリーキッズ・ジャパン 未来を担う子ども達による地域変革プロジェクトの展望. 第12回日本禁煙学会学術総会（高松市）2018年11月

2) 原田正平: 学生時代から始めるタバコ規制活動 アドボカシーの視点を持った子どもの専門家になろう. 第51回日本小児呼吸器学会（札幌市）2018年9月

G. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。

